

議第15号

令和6年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 58事業所
- (2) 年 間 総 給 水 量 18,738,735立方メートル
- (3) 1日平均給水量 51,339立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
- 彦根工業用水道事業……更新工事
- 南部工業用水道事業……更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1,163,100
	1 営 業 収 益	1,054,218
	2 営 業 外 収 益	108,882

支 出

款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 1,039,100
	1 営 業 費 用	993,494
	2 営 業 外 費 用	45,606

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 924,100千円は、減債積立金21,262千円、
過年度分損益勘定留保資金 874,635千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額

28,203千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 173,600
	1 補 助 金	28,700
	2 諸 収 入	144,900

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 1,097,700
	1 建 設 改 良 費	542,931
	2 企 業 債 償 還 金	21,262
	3 固 定 資 産 購 入 費	12,626
	4 投 資	520,881

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
南部工業用水道建設事業 〔栗東市六地藏地先 配水管等整備工事〕	令和7年度から 令和9年度まで	1,467,000千円
南部工業用水道建設事業 〔栗東市六地藏地先配水 管等整備工事施工業務〕	令和6年度から 令和8年度まで	38,000千円
南部工業用水道建設事業 〔栗東市六地藏地先 配水管等整備工事 現場監理業務〕	令和7年度から 令和8年度まで	16,000千円
南部工業用水道改良事業 〔湖南団地ライン配水池 周辺管路更新工事〕	令和6年度から 令和8年度まで	420,000千円

事 項	期 間	限 度 額
南部工業用水道改良事業 〔竜王山之上ライン1工区〕 〔管路更新工事〕	令和7年度	300,000千円
南部工業用水道改良事業 （水位計更新工事）	令和6年度から 令和7年度まで	14,278千円
南部工業用水道改良事業 〔吉川浄水場1系沈殿池〕 〔汚泥掻寄機等更新工事〕	令和7年度	90,375千円
南部工業用水道改良事業 〔竜王山之上ライン管路〕 〔更新工事現場技術業務〕	令和6年度から 令和7年度まで	6,000千円
財務会計システム 運用保守業務	令和6年度から 令和11年度まで	9,560千円
水道施設点検業務	令和6年度から 令和7年度まで	4,831千円
吉川浄水場排水処理施設 運転管理業務	令和6年度から 令和8年度まで	3,586千円
汚泥収集運搬・ リサイクル処分業務	令和6年度から 令和7年度まで	2,483千円
水道用薬品調達業務	令和7年度	9,984千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

議第15号
令和6年度
滋賀県工業用水道事業会計予算

- (1) 職 員 給 与 費

180,615千円
- (2) 交 際 費

25千円
- (他会計からの補助金)
- 第 8 条

特別高圧電力の価格高騰分に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
1,195千円である。
- (たな卸資産の購入限度額)
- 第 9 条

たな卸資産の購入限度額は、 989千円と定める。
- 上記の議案を提出する。
- 令和 6 年 2 月14日
- 滋賀県知事

三 日 月

大 造